

制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

本業務の入札に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 淡路県民局管内（洲本市、南あわじ市、淡路市、以下同じ。）で入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者であること。
- (2) 淡路県民局管内に建築士法第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録を受けた本店（主たる事務所）を有すること。
- (3) 継続して 3 か月以上の雇用関係のある監理技術者（建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士）を当該業務に配置できること。
- (4) 平成 25 年以降、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造による公共施設（自治体が発注した建物、50 ㎡以下を除く。）の新築に関する設計業務を元請け（共同企業体の構成員も可とする。）として完了した実績を有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (6) 当該入札の入札参加申込書を提出した日から入札日までの間に、淡路県民局管内において、入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）。
- (8) 法人は法人税、個人は所得税及び消費税及び地方消費税に未滞納がなく、淡路県民局管内の市税に納税義務を有する者については、市税全品目についても未納がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 入札参加資格確認資料の提出の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

2 入札参加申込書等の交付

入札参加申込書等の様式は、淡路広域消防事務組合消防本部総務課財政係（以下、「入札担当課」という。）において、公告の定めるところにより交付する。

3 入札参加の申込

当該入札案件に参加を希望する者は、公告の定めるところに従い、入札参加申込書提出期間内に、制限付き一般競争入札参加申込書（事後審査型）を入札担当課へ持参により提出しなければならない。

4 入札保証金

入札保証金は、淡路広域消防事務組合財務規則第 82 条第 2 項第 3 号の規定により免除とする。

5 仕様書の閲覧及び交付

当該工事に係る仕様書は、入札担当課窓口において、公告の定めるところに従い、閲覧に供する。

6 入札に対する質問及び回答

(1) 質問

入札に対して質問がある場合は、公告の定めるところに従い、質問書受付期間内に質問書を入札担当課へ F A X により提出しなければならない。

(2) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答は、原則として質問書提出期限の翌日から起算して 3 日以内（土日・祝祭日を除く。）に入札参加申込者全員に F A X 送信により行う。

7 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。

(1) 入札者は、入札時刻までに入札会場に入室していること。

(2) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(3) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。

(4) 入札者は、仕様書等、契約条項及び現場等を熟知した上で入札しなければならない。

(5) 入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

(6) 入札者は、入札書を作成して封入し、封書には業務名称、宛名、入札者の名称及び代表者の職氏名を表記して、公告に示す日時及び場所において入札担当職員の指示に従って入札箱に投入しなければならない。

(7) 代理者が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には代理者に関する記名押印があること。

(8) 入札書を入札箱に投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札者は、第 1 回目の入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した内訳書（入札者の記名押印があるもの）を提出しなければならない。

なお、内訳書は、積算内容を確認するための参考資料とし、入札書記載金額と一致しないことをもって、入札の不備としない。ただし、必要に応じて説明を求めることがある。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、再入札を含め2回とする。
- (2) 再入札は入札日当日に行うこととし、参加対象者は、第1回目の入札に参加し、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者とする。
- (3) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

9 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (6) 内訳書を提出しない者又は提出された内訳書に不備がある者がした入札
- (7) その他手続等に不備のある入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者候補者として決定し、落札者の決定を留保した上で開札を終了する。
- (2) 落札者候補者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者候補者を決定することとし、くじを引くことを辞退することはできない。また、当該入札をした者がくじを引かない場合は、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札担当課から入札参加資格確認資料の提出を求められた落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して原則として3日以内（土日・祝祭日を除く。）に、次に掲げる書類を持参により入札担当課へ提出しなければならない。

ア 建築士事務所登録証明書の写し

イ 施工実績調書（※添付書類として、実績が確認できる契約書の写し等）

ウ 各種税金に滞納のないことを証明するもの（納税証明書の写し等）

エ 監理技術者の資格調書（※添付書類として、免許等を証する書類の写し等）

オ 監理技術者の継続雇用を確認できる書類の写し（健康保険証等）

(※上記ア、イ、ウについては、直近で取得可能な原本からの写しとすること。)

カ その他入札担当課が必要と認める資料

(4) 落札候補者が入札参加資格確認資料を期限内に提出しない場合、又は入札担当課の指示に応じない場合は、当該落札候補者がした入札は入札参加資格がない者がした入札とみなし無効とする。

(5) 入札担当課は、入札参加資格確認資料が提出された日の翌日から起算して原則として3日以内(土日・祝祭日を除く。)に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、落札者を決定し、落札決定通知書により通知する。

また、入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して書面により通知し、順次、落札候補者の入札参加資格の確認を行う。

なお、落札者とされなかった落札候補者は、書面(様式任意)を持参して、その理由の説明を求めることができる。

11 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定通知の日から7日以内(土日・祝祭日を除く。)に契約書を提出しなければならない。

(2) 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

13 支払条件

(1) 前金払 無

(2) 部分払 無

14 その他

(1) 入札参加資格の基準日は、入札参加申込日とする。

(2) 現場説明会は、実施しない。

(3) 書類の配布、閲覧、提出、問い合わせなどの受付時間は、淡路広域域消防事務組合の休日を定める条例(平成3年2月21日条例第109号)に定める組合の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く)とする。